

男鹿市告示第 3 8 号

男鹿市コミュニティ活動推進補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市コミュニティ活動推進補助金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿市コミュニティ活動推進補助金交付要綱（令和 3 年男鹿市告示第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 （略） （この告示の失効） 3 この告示は、 <u>令和 9 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第 6 条に規定する補助金の申請に係る事案については、同日後もなお、その効力を有する。	附 則 1 及び 2 （略） （この告示の失効） 3 この告示は、 <u>令和 6 年 3 月 31 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第 6 条に規定する補助金の申請に係る事案については、同日後もなお、その効力を有する。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。